

令和6年 8月 23日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更に当たっての周知・啓発に向けたお願いについて（協力依頼）

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局総務課長より日本医師会宛に、周知の協力依頼がありました。

本年4月から建設、自動車運転、医師等にも時間外労働の上限規制が適用されるなど、過労死等防止の機運が高まっていることや、過労死等事案による労災請求・支給決定件数が増加傾向にあることなどをふまえ、本年8月2日に、変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されました。

今回の変更のポイントは、①大綱策定10年を振り返り更なる取組を推進、②時間外労働の上限規制の遵守徹底、過労死等の再発防止指導、フリーランス等対策の強化、③業種やハラスメントに着目した調査・分析の充実、④国以外も含めた関係者による取組の推進の4点となっています。

この中で②については、トラック運送業、教職員、医療従事者、情報通信業、建設業において商慣行・勤務環境等を踏まえた取組の推進が記載されています。

医療従事者については、医療機関の取組事例の周知や医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進、都道府県医療勤務環境改善支援センターによる支援及び同センターにおけるアドバイザーの支援力強化等を進めていくこととされています。

教職員については、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進することとされています。また、各教育委員会における学校の業務の適正化を図る取組の推進や、勤務時間管理の徹底、ストレスチェックの実施や面接指導体制の整備、衛生管理者等の選任等の労働安全衛生管理を一層充実するとともに、予防的取組や相談体制の充実、復職支援等のメンタルヘルス対策、ハラスメント対策等を推進することも掲げられています。

③については、自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界に加え、芸術・芸能分野が重点分野に追加されています。

④については、事業主は労働者を雇用する者として責任を持って過労死等の防止のための対策に取り組む必要があることから、企業の経営幹部等は労働者の生命を守り、健康を害するような働き過ぎを防ぐための対策を行うことや、事業主は産業保健スタッフ等の活用を図るように努めることが掲げられています。

貴会におかれましても、ご了承くださいますとともに、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更に当たっての周知・啓発に向けたお願いについて（協力依頼）

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2024ken1_860.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です（半角入力）

《事務局》

大阪府医師会 地域医療1課（堀田・澤野）

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-2875